

サイロ港湾荷役料金表

平成3年9月12日 認可

平成26年3月18日 届出

国際埠頭株式会社

横浜市中区豊浦町3番地

電話 045(625)7000(代)

サイロ港湾荷役料金表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金 (1トンにつき単位 円)

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

作業の種類		金額
バケット一貫作業	外航船に係る作業	1,333
	500 総トン以上の内航船に係る作業	1,298
	はしけまたは 500 総トン未満の内航船に係る作業	1,105
積込作業		491

(注) 小麦については、本料金の 85 パーセントを基本料金とします。

2. 割増料金

種別	内容		割増率
前半夜作業	17時から22時までの間における作業	バケット一貫作業及び積込作業	基本料金の 2.5 割増
後半夜作業	22時から翌日7時までの間における作業	バケット一貫作業及び積込作業	基本料金の 12 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	バケット一貫作業及び積込作業	基本料金の 6 割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業		基本料金の 1 割増
土曜日作業	休日土曜日における作業		基本料金の 6 割増

3. 諸料金

待機等料金（1人1時間につき単位 円）

昼 夜 区 分	金 額
昼 間（8時から17時まで）	3,560
前半夜（17時から22時まで）	5,536
後半夜（22時から翌日7時までの）	6,173

4. 分担金等

区 分	金 額	
港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき4円	
労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき3円50銭	
港湾労働法賦課 付 加 金	バケット一貫作業	各貨物（一律）1トンにつき1円50銭
	積込作業	各貨物（一律）1トンにつき1円

5. 消費税導入に伴う料金の加算

運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ・マイロ・大豆・大麦又は小麦について岸壁に設置された荷役機械（クラブバケット、クレーン、ホッパーカー、搬入用自動運搬機又は搬出用自動運搬機等）を使用して、船内荷役及び沿岸荷役の双方又は沿岸荷役を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) バケット一貫作業

本船又ははしけ内の貨物をクラブバケット、クレーンにより取卸し、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビンに投入するまでの作業とします。なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又ははしけに積込むまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 前半夜作業割増

17時から22時までの間における作業について、所定の前半夜作業割増を適用します。

(2) 後半夜作業割増

22時から翌日7時までの間における作業について、所定の前半夜作業割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(4) 土曜日作業割増

土曜日作業割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に、国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における作業について適用します。

(5) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は次のとおりとします。

待機等料金

(1) 本料金、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港湾運送事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

(2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時から17時までの間、前半夜作業にあつては17時から22時までの間、後半夜作業にあつては22時から翌日7時までの間の待機について適用します。

(3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

イ 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間以上を経過してからの取消について、昼間料金の7時間分とします。

ロ 前半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消について、前半夜料金の4.5時間分とします。

ハ 後半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消について、後半夜料金の8.5時間分とします。

(4) 半端作業等が生じた場合における本料金、半端作業等の請求金額が昼間作業にあつては昼間料金の7時間分、前半夜作業料金の4.5時間分、後半夜作業にあつては後半夜8.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、前半夜の料金の4.5時間分、後半夜の料金の8.5時間分とします。

5. 消費税導入に伴う料金の加算
免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方
料金の計算方は次によります。
 - (1) 計算トン数は、重量によるものとします。

 - (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

 - (3) 消費税導入に伴う加算については
 - イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

 - ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に切り捨ていたします。

7. その他
 - (1) 特殊貨物（変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚しい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金の他に、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

 - (2) 本料金に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極めまたは習慣によります。